

J Aいずみの農業機械レンタル事業説明確認書

(対象利用者)

- ①当 J A の組合員とする。
- ②農業機械の操作・運搬および点検・洗浄が可能である者とする。
但し、価格表に基づきオプション料金を支払う者については、この限りではないこととする。

(対象農地)

レンタル機を使用する圃場は、当 J A 管内とする。

(対象機種・レンタル料金・レンタル期間)

- ①対象機種およびレンタル料金は別に定める「J Aいずみの農業機械レンタル事業価格表」のとおりとする。
- ②価格表の「レンタル料金」に係る貸与時間は、午前 9 時から午後 5 時とする。但し、事故防止の観点から返却時間は翌日午前 10 時まで可能とし追加料金を求めないこととする。
- ③貸与時間が短く 4 時間以内のものについては、半日として取り扱いをし、基本料金の半額に減額できるものとする。
- ④利用料金の決済については、当 J A の申込者本人口座から引き落としにより月末締め翌月 20 日（休日の場合は、翌営業日）に行うこととする。

(注意事項)

- ①申込みは、借受開始希望日の 2 日前までに申し込みを行うものとする。
- ②利用者は、「安全指導」「操作説明」を受け使用する。
- ③利用者は、使用したレンタル機の燃料は補充し返却する。
- ④利用者は、洗浄・点検し、返却時に J A が定める「機種点検表」に基づき、J A と相互に確認がとれた時点で返却完了とする。
- ⑤利用者の故意および過失によって発生した修理については、修理・部品代金を利用者が負担することとする。

(禁止事項)

利用者は、次に定める事項を行ってはならない。

- ① J A の承諾なしに、レンタル機に装置・部品・付属品などを新たに装備させること。また、既に装備している物を取り外すこと。

- ② レンタル機の改造・修理、あるいは性能・機能の変更をすること。
- ③ レンタル機に表示された所有権等の表示や標識を抹消したりすること。
- ④ レンタル機を法令に違反した使用や本来の用途以外に使用すること。
- ⑤ J Aに無断で貸し出し期間を変更すること。
- ⑥ レンタル機を無断で譲渡または転貸すること。

(故障および破損時等の対応)

- ① 返却点検の結果、経年劣化や摩耗・損耗等で通常使用に伴う程度の修理整備が必要となる場合はJ Aにおいて対応する。
- ② レンタル機の貸し出し後に、故障・破損・盗難・事故等が発生した場合、利用者は遅滞なくJ Aに連絡する。
尚、修理が必要な場合、修理期間中等の代替機の提供は行わないものとする。
- ③ 利用者の故意や過失による故障・破損・事故・損害等の修理・部品代金は、利用者の負担とし、修理不能の場合および盗難によりレンタル機が滅失した場合は、利用者が該当レンタル機と同等品をもって弁償するもしくは、時価相当額をJ Aへ支払うものとする。
- ④ 天変地異など、利用者やJ Aのいずれの責任とも判断することが、出来ない事由による機械の異常についてはJ Aの責任において解決する。
- ⑤ レンタル機の故障等による休業補償（逸失利益等を含む）は行わないものとする。

(保険の加入)

利用者は傷害共済（保険）および賠償責任共済（保険）に加入し、事故に備えることとする。

(利用の制限)

次の各号に該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- ① 利用者が負傷するおそれがあると認められるとき。
- ② 機械を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ③ その他、本事業の利用者として不相当と認めたとき。

以上

担当課：J Aいずみの指導販売課
連絡先：072-444-8001